

高年齢者雇用確保措置の実施義務

高年齢者雇用確保措置について

以下のいずれかの措置を講じることが平成18年4月から事業主に義務づけ。

○ 定年年齢の引上げ

定年の定めをしている事業主が当該定年年齢を義務年まで引上げ。

○ 継続雇用制度の導入

再雇用制度又は勤務延長制度の導入により義務年齢までの雇用を確保。

○ 定年の定めの廃止

定年の定めを廃止する。

継続雇用制度について

継続雇用制度を導入する場合のみ、対象者を限定する基準の設定が可能。

○ 希望者全員を雇用する場合

○ 雇用する対象者を基準を定めて限定する場合